

信州の地酒普及促進・乾杯条例

平成 27 年 12 月 4 日可決
平成 27 年 12 月 17 日公布 条例第 53 号
平成 27 年 12 月 17 日施行

本県は、山紫水明の地であり、緑が深く広大な県土は多様な自然環境に富んでいる。また、爽やかな夏、寒気が冴え渡る冬、澄んだ空気、清冽な水等の風土に育まれた自然の恵みは潤沢であり、人々が土地柄を巧みに生かして栽培する農作物も豊富である。

四季折々の自然と良質な原材料という条件を兼ね備えた本県は、酒造りの適地であり、清酒の蔵元やワインの醸造所等が多く所在している。そこで働く杜氏や醸造責任者などの知恵と技が注がれ、ふるさとに生まれた地酒は、高品質で個性豊かな魅力にあふれた貴重な地域資源である。

さらに、酒は百薬の長とも言われるように、適量の飲酒は、健康の増進にもつながり、おいしい、楽しい、うれしい、心地よい酒は、人々の生活に豊かさと潤いを与えるものである。一方、不適切な飲酒は健康被害を生じさせる可能性があるとともに、飲酒運転などの問題にも密接に関連することに鑑み、県民の一層の健康づくりと更なる長寿等に資するよう、飲酒に関する正しい知識を県民に啓発していくことも欠かすことはできない。

このような認識に基づき、県民が様々な行事や宴席において、地酒や個人の嗜好を尊重した飲料により乾杯することを通じて、地域資源である地酒の一層の普及を促進することにより、元気で活力ある郷土の創造を図ることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地酒（本県で製造される清酒、ワイン、ビールその他の酒類をいう。

以下同じ。）の普及の促進に関し、基本理念を定め、並びに県及び事業者等（地酒の製造を行う事業者及び主として当該事業者により構成される団体をいう。以下同じ。）の取組を明らかにすることにより、酒造業その他関連産業の振興を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 地酒の普及の促進は、県及び事業者等の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地酒等（地酒その他の飲料をいう。）による乾杯の普及が図られること。
- (2) 個人の嗜好及び意思が尊重されること。
- (3) アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）第2条に規定するアルコール健康障害の発生等を踏まえ、飲酒に関する正しい知識の普及に資するものであること。

(県の取組)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、地酒の普及の促進に資する施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業者等の取組)

第4条 事業者等は、第2条に定める基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、地酒の普及の促進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

(県民の協力)

第5条 県民は、県及び事業者等が行う地酒の普及の促進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。